大阪府は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により、以下の指定障害児通所支援事業者に対する処分を行いましたので、お知らせします。

１　指定の一部効力（新規利用者受入）の停止対象事業者

1. 法人名　社会福祉法人路交館
2. 代表者　理事長　山田　有信
3. 所在地　大阪府大阪市東淀川区東淡路二丁目７番５号

２　事業所名及び所在地

1. 事業所名　　桜の園
2. 所在地　　大阪府守口市八雲北町三丁目３９番８号
3. サービス種別　　放課後等デイサービス

３　処分年月日

　令和元年11月29日

４　処分の内容

　指定の一部効力（新規利用者受入）の停止

　令和２年３月１日（日曜日）から３か月間

（当該事業所は、令和元年9月1日～令和2年2月29日まで休止中）

５　処分の理由

運営基準違反

　当該事業者は、食事に支援が必要な児童への具体的な支援方法について、職員間で適正に引き継ぎを行える体制を整備しておらず、その結果として死亡事故を発生させたことは、児童福祉法第21条の5の24第１項第4号に該当するため。